

○公費負担制度Q&A

【Q 1】公費負担制度を利用する場合、必ず契約書を作成する必要はありますか。

【A 1】公費負担の制度を利用するためには、契約相手方（業者等）と有償による契約を書面にて締結し、町選挙管理委員会に届出する必要があります。例として、自動車の借入れの場合では、契約書に次の①～⑥の内容が記載されている必要があります。

- ①有償契約であること。
- ②契約期間の記載があること。
- ③契約金額（内訳金額を含む）の記載があること。
- ④車両が特定（車種，登録番号等）されていること。
- ⑤契約年月日の記載があること。
- ⑥借受人が候補者であること。

なお、契約候補者と業者等で取り交わす書面については、必ずしも「契約書」という名称を有するものに限るものではなく、「借受書」、「賃渡証」、「承諾書」などの名称であっても、候補者の申込意思と契約業者等の承諾意思とが書面上明らかにされており、上記①～⑥の内容が具備されていれば、差し支えないとされています。

【Q 2】選挙運動費用の公費負担制度は、実際に要した費用に関係なく定額で負担してもらえるのでしょうか。

【A 2】公費負担制度は、条例等で定める上限額の範囲内で、実際に要した費用を負担する制度で、定額負担ではありません。実際に要した費用が上限額を超えている場合は、上限額の公費負担となりますが、上限額に満たない場合は、実際に要した費用を公費負担することとなります。

【Q 3】町に提出した公費負担に係る関係書類は、情報公開の対象となりますか。

【A 3】町に提出された公費負担に係る関係書類は、原則全て情報公開の対象となります。

選挙運動用自動車の使用（自動車の借入れ）

【Q 4】選挙運動用自動車として1台、選挙事務所の業務用に1台借りますが、2台とも公費負担の対象となりますか。

【A 4】公費負担対象は選挙運動用自動車1台分であるため、その他の自動車は対象となりません。

【Q 5】レンタカー業者が、選挙運動用の看板やスピーカーの取り付けを行い、その費用も含めて、借入金として契約したいと思いますが、この場合、全て公費負担の対象となりますか。

【A 5】車両本体のみが公費負担対象ですので、レンタカー業者の「基本料金」以外の看板費用、スピーカー等の付帯料金は対象となりません。車両本体以外の費用（看板レンタル代、スピーカーレンタル代等）が含まれているのであれば、車両本体と車両本体以外の費用とを明示した有償

契約をする必要があります。なお、契約書に記載できない場合は、見積書等の契約内容の内訳明細書が必要となります。

【Q6】選挙運動用自動車の借入れにあたり、借入れ初日の基本料金と2日目以降から選挙期日の前日までの基本料金とが異なる場合は、公費負担の対象となる金額はどのように算出すればよいでしょうか。

例) 基本料金 (初日24時間まで) 12,000円
(2日目以降1日につき) 8,000円

契約期間 令和3年3月14日～令和3年3月21日 (8日間)

月 日	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20	3/21	
選挙運動期間 ※公費負担請求可能期間			← 選挙運動期間 (5日間) →						
			← 公費負担請求可能期間 (5日間) →						
契約期間	← 実際の契約期間 (8日間) →								
基本料金	12,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	8,000円	

【A6】公費負担の対象となる金額は、選挙運動期間中に選挙運動用自動車として実際に使用した各日について、その使用に要した金額の合計額です。公費負担の対象となる期間は、選挙運動期間内に限られていますので、それ以外の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。よって、事例の場合は、3月16日から3月20日までの40,000円(8,000円×5日)が公費負担額となります。なお、公費負担の1日あたりの上限額は、15,800円です。

【Q7】選挙運動期間前から借入れしましたが、その期間も含めた借入代金を公費負担請求することはできますか。

【A7】公費負担対象の期間は、立候補届出日から選挙期日の前日までの選挙運動期間です。よって、選挙運動期間前の借入代金分は公費負担の対象外となるため、請求できません。

※無投票の場合は、告示の1日分が、公費負担対象の期間となります。

【Q8】選挙運動期間の前後の期間を含めて選挙運動用自動車の借入れをする場合、契約書に記載する契約期間はどのように記載したらよいでしょうか。

【A8】選挙運動用自動車の借入れに関する契約書に記載する契約期間は、契約時に定めた借入期間を記載することになります。よって、選挙運動期間の前後を含めて借入契約をする場合は、その契約期間で記載してください。なお、公費負担の対象期間は、選挙運動期間に限られており、選挙運動期間の前後の期間の借入代金は公費負担の対象外となります。

【Q9】自分の親族の自動車を使用して選挙運動をしたが、公費負担の対象となりますか。契約は締結しています。

【A9】生計を一にする親族から借りる場合は、公費負担の対象となりません。ただし、その親族がレンタカー業を営んでいる場合は公費負担の対象となります。（※親族とは、6親等内の血族・配偶者・3親等内の姻族を言います。）

【Q10】選挙運動用自動車についてハイヤー契約（自動車借入れ、燃料の供給、運転手の雇用について一括で契約）を行う場合の公費負担申請にあたって、何か注意すべき点がありますか。

【A10】契約の相手方は、道路運送法第3条第1号ハに規定する「一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者」に限られます。

選挙運動用自動車の使用（燃料の供給）

【Q11】選挙運動用自動車に使用した燃料は全て、公費負担の対象となりますか。

【A11】選挙運動期間中、選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となります。ただし、公費負担額は、選挙運動期間中に給油した燃料代の総額と上限額（7,560円に選挙運動期間の日数を乗じて得た金額）を比較していずれか低い方の金額です。

【Q12】選挙事務所の業務用自動車の燃料も公費負担の対象となりますか。

【A12】選挙運動用自動車1台に給油した燃料代が公費負担の対象となるため、選挙運動用自動車以外の自動車の燃料代は公費負担の対象となりません。

【Q13】燃料補給した場合の給油量、給油金額等の記録はどのようにすればよいでしょうか。

【A13】公費負担請求時には、給油伝票の写しの添付が必要です。必ず、選挙運動用自動車に給油した際に受け取った給油伝票を保管しておく必要があります。なお、給油伝票には①給油日、②給油量、③車番（4桁部分）、④給油金額が記載されていることが必要です。

【Q14】2社以上のガソリンスタンドで選挙運動用自動車に給油しましたが、公費負担申請は2社分ともできますか。

【A14】公費負担できる上限の範囲内で申請が可能です。（2社あわせた金額と上限額を比較して少ない方になります。）ただし、2社ともに燃料供給契約が書面により締結されていることが必要となります。

選挙運動用自動車の使用（運転手の雇用）

【Q15】 選挙運動用自動車の運転手に対する報酬は、すべて公費負担の対象となりますか。

【A15】 選挙運動期間中、選挙運動用自動車の運転手を雇用する費用（報酬）であり、候補者1人につき1日1人に限り公費負担の対象となります。（1日あたりの上限額12,500円）
なお、候補者は、運転手個人と契約する必要があります。

【Q16】 契約した運転手に選挙運動用自動車以外の自動車についても運転してもらっていますが、この運転手の雇入れ費用は全額公費負担の対象となりますか。

【A16】 運転手が実際に選挙運動用自動車を運転した日が公費負担の対象となります。契約を締結している場合でも、選挙運動用自動車を運転していない日は、公費負担の対象となりません。

【Q17】 選挙運動期間以外の期間も含めて、運転手の雇用契約をする場合、選挙運動期間以外の期間についても公費負担の対象となりますか。

【A17】 選挙運動期間中の運転のみ公費負担の対象となります。よって、選挙運動期間以外の運転は公費負担の対象となりません。

【Q18】 選挙運動期間中、複数の運転手と契約する場合は、公費負担の対象となりますか。

例）A氏 2日間の運転契約（3/16～3/17）、B氏 3日間の運転契約（3/18～3/20）

【A18】 公費負担の対象は、1日あたり運転手1人となります。上記事例の場合のように、同一日に運転業務が重ならない場合、A氏、B氏のいずれもが、公費負担の対象となりますが、A氏、B氏とそれぞれと契約する必要があります。なお、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか一人の運転手のみが公費負担の対象となります。

【Q19】 同一日に2人が運転した場合、公費負担及び報酬はどのようになりますか。

【A19】 公費負担の対象は1人であるため、2人目については公費負担の対象とはなりません。2人目の運転手の報酬については、労務者としての報酬の支払い、選挙運動員による無報酬などが考えられます。

【Q20】 選挙運動用自動車の運転手の雇用について、法人と運転手派遣契約を締結しましたが、この場合、公費負担の対象となりますか。

【A20】 個別契約の場合、運転手個人との契約に限り公費負担の対象となります。法人との運転手派遣契約を締結した場合は公費負担の対象とはなりません。

選挙運動用ポスターの作成

【Q21】選挙運動用ポスター作成費用は、すべて公費負担の対象となりますか。

【A21】ポスター作成業者とポスター作成契約を締結して、選挙運動用ポスターを作成した場合は、その作成に要した費用はすべて公費負担の対象となります。例えば、印刷費の他にデザイン料、写真撮影費などが考えられますが、公費負担の対象は、ポスター作成業者（印刷会社）になります。

【Q22】選挙運動用ポスターと併せて、名刺やその他の印刷物も一括して印刷してもらいましたが、あわせて公費負担の対象費用となりますか。

【A22】選挙運動用ポスターに関連した費用のみが公費負担の対象となります。名刺などの選挙運動用ポスター以外の印刷費用は、公費負担の対象とはなりません。

【Q23】公費負担の対象となるポスターの上限枚数や上限単価はありますか。

【A23】上限枚数や上限単価については、当該選挙区（当該選挙が行われる区域）内のポスター掲示場数を用いて算出します。柴田町では、次のとおりです。

上限枚数 = 100枚（ポスター掲示場数 100か所）

上限単価 = 2,078円（525円6銭×ポスター掲示場数+155,250円）÷ポスター掲示場数
（※1円未満は切り上げ）

【Q24】ポスター作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。

【A24】柴田町では、ポスター作成費用の公費負担限度額は、2,078円（上限単価）×100枚（上限枚数）=207,800円ですが、この「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。よって、例をあげると次のとおりとなります。

例) 契約単価 = 1,500円 作成枚数 = 120枚の場合

この場合、契約総額は180,000円で、柴田町の「上限枚数×上限単価」で求められる金額207,800円以内ではありますが、作成枚数が上限枚数の100枚を超しているため、120枚のうちの100枚のみが公費負担の対象となります。よって、この場合の公費負担額は、1,500円×100枚=150,000円となります。

選挙運動用ビラの作成

【Q25】公費負担の対象となるビラの上限枚数や上限単価はありますか。

【A25】公費負担の対象となるビラの上限枚数は、町議会議員選挙の場合、公職選挙法で定められた頒布可能枚数1,600枚です。上限単価は柴田町では、7円51銭/枚です。

- 【Q26】ビラ作成費用の契約金額が「上限枚数×上限単価」で算出した金額以内である場合は、契約金額の全額が公費負担の対象となりますか。
- 【A26】ポスター作成費用と同様に、「上限枚数×上限単価」で求められる金額が公費負担の上限額ではなく、「作成枚数」及び「作成単価」それぞれに上限が定められています。公費負担額は、上限枚数、上限単価を実際の作成枚数、作成単価とそれぞれ比較して低い方をかけあわせた額になります。